

西宮市 空き店舗 補助金

商店街 の 空き店舗 に出店しませんか？

(3か月以上空いている店舗)



改装工事費補助

最大 50 万円

賃料補助

最大 24 万円

※交付には別途条件がございます

／ さらに！ ／

ひょうご県活性化センター の 『 新規出店・開業等支援事業助成金 』

と併用も可能です！（※工事費や家賃など最大 150 万円の補助）

西宮市商業活性化事業 西宮市 商工課 TEL：0798-35-3387

詳しくは 裏面へ



○ 補助事業の概要

| 1. 空き店舗活用事業（改装工事費用の補助） | |
|---|--|
| 市内商店街区内に位置する空き店舗に出店し、市内工事業者と契約する場合、改修工事費用を補助します | |
| 対象者 | 市内商店街区内に位置する空き店舗に出店する者 |
| 対象業種 | 飲食、小売、サービス業 等（事務所や大手フランチャイズ店は不可） |
| 対象経費 | 店舗の改装にかかる工事費（内外装工事、給排水設備工事、電気工事 ファサード工事費等） |
| 補助率 | 対象経費の1/2以内（上限50万円） ※兵庫県補助金と併用の場合1/3 |

| 2. 空き店舗活用事業（店舗賃借料の補助） | |
|---------------------------------|--|
| 市内の空き店舗に出店し、営業を開始する場合、賃借料を補助します | |
| 対象者 | 「認定特定創業支援等事業（起業塾、飲食店開業セミナー 等）」を既に修了している者 |
| 対象経費 | 店舗等の賃借料 |
| 補助率 | 対象経費の1/2以内（上限24万円） ※兵庫県補助金と併用の場合1/3 |

※当補助金は事業着手(工事契約・賃貸借契約)する前に申請する必要があります。

※当事業の予算には限りがございます。年度内の予算枠がなくなり次第終了させていただきます。

※商店街区内の店舗であるかどうか判断がつかない場合は、下記連絡先までお問合せ下さい。

| 【参考】ひょうご産業活性化センター 新規出店・開業支援事業 【上記補助金と併用可能】 | |
|--|--|
| 商店街区内に位置する空き店舗に出店する場合に、改修工事費や賃借料等を補助します | |
| 対象者 | 商店街区内に新規出店する者 |
| 対象業種 | 信用保証協会の対象業種であり、不特定多数の消費者を対象とし昼間の商業活性化に寄与する |
| 対象経費 | 改修工事費、店舗賃借料、ファサード整備費 |
| 補助率 | 対象経費の1/3以内（上限…1年目150万円、2年目50万円、3年目50万円） |



特定創業支援事業等のセミナー
情報はコチラからアクセス！



【お問い合わせ・お申込先】

西宮市役所 産業文化局 商工課

TEL:0798(35)3387

FAX:0798(35)0051

☑ チェックリスト（申請前にご確認下さい）

- 改装工事費補助は、市内の「商店街区内」の「3月以上空いている」店舗が対象となります
- 改装工事費補助は、西宮市内に事業所のある工事業者と契約する必要があります
- 改装工事費補助は、信用保証協会の保証対象となる業種であり、小売業、飲食業、サービス業等の**不特定多数の消費者**を対象に営業活動するもの方が対象となります
- 賃借料補助は、西宮市の「認定特定創業支援等事業」を受講された方が補助の対象となります
- 補助金の申請は、事業着手（工事契約・賃貸借契約）前に行う必要があります